

様式第4号 - 2 (建築物清掃業)

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成 年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月日又は借入期間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(注意) 施行規則第25条第1号に規定する機械器具(真空掃除機、床みがき機) その他参考となる掃除用具一式(ほうき、ちり取り、モップ、バケツ、ウエス、スクイージー等) などについて記入する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号 - 2 (建築物空気環境測定業)

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成 年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月日又は借入期間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(注意) 施行規則第26条第1号に規定する測定器(浮遊粉じん量、一酸化炭素・二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流の測定器)及び空気環境の測定作業に必要な器具(測定器固定用スタンド等)その他参考となる器具について記入する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号 - 2 (建築物空気調和用ダクト清掃業)

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成 年 月 日現在

	名 称	型 式	数 量	購入年月日又は借入期間
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(注意) 施行規則第26条の2第1号に規定する機械器具(電気ドリル及びシャー又はニブラ、
 写真を撮影することができる内視鏡、1mg以上の分解能を有する電子天びん又は化学天
 びん、コンプレッサー、集じん機、真空掃除機)、その他参考となる器具について記入
 する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号 - 2 (建築物飲料水水質検査業)

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成 年 月 日現在

	名 称	型 式	数 量	購入年月日又は借入期間
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(注意) 施行規則第27条第1号に規定する機械器具(高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌器、乾燥器、
 孵卵器、フーリス-原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置、光電分光光度
 計又は光電光度計、ガスクロマトグラフ、蒸留装置、還流冷却装置、電子天びん又は化学天び
 ん)及び第2号に規定する検査室、その他参考となる器具について記入する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号 - 2 (建築物飲料水貯水槽清掃業)

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成 年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月日又は借入期間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(注意) 施行規則第28条第1号及び第3号に規定する機械器具(揚水ポンプ、高圧洗浄機、残水処理機、換気ファン、防水型照明器具、色度計、濁度計、残留塩素測定器)及び第2号に規定する保管庫、その他参考となる器具について記入する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号 - 2 (建築物排水管清掃業)

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成 年 月 日現在

	名 称	型 式	数 量	購入年月日又は借入期間
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(注意) 施行規則第28条の2第1号及び第3号に規定する機械器具(ケーブルの長さが15メートル程度以上の写真を撮影することができる内視鏡、高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル、ワイヤ式管洗浄機、空圧式管洗浄機、排水ポンプ)及び第2号に規定する保管庫、その他参考となる器具について記入する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号 - 2 (建築物ねずみ昆虫等防除業)

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成 年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月日又は借入期間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(注意) 施行規則第29条第1号に規定する機械器具(照明器具、調査用トラップ、実体顕微鏡、毒じ皿、毒じ箱、捕そ器、噴霧器、散粉機、真空掃除機、防毒マスク、消火器)及び第2号に規定する保管庫、その他参考となる器具について記入する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号 - 2 (建築物環境衛生総合管理業)

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成 年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月日又は借入期間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(注意) 施行規則第30条第1号に規定する機械器具(真空掃除機、床みがき機、浮遊粉じん量・一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率・温度・相対湿度・気流の測定器、空気環境の測定作業に必要な器具、残留塩素測定器)、その他参考となる器具について記入する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第4号 - 2 (建築物環境衛生一般管理業)

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成 年 月 日現在

	名 称	型 式	数 量	購入年月日又は借入期間
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(注意) 旧施行規則第30条第1号に規定する機械器具(真空掃除機、床みがき機、掃除用具一式、浮遊粉じん量・一酸化炭素及び炭酸ガスの含有率・温度・相対湿度・気流の測定器、空気環境の測定作業に必要な器具、残留塩素測定器)、その他参考となる器具について記入する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。